

三木市 令和6年度定額減税補足給付金（調整給付金）Q & A

～目次～

【定額減税について】

Q1 定額減税について知りたいのですが。

Q2 個人住民税はどこで課税されますか。また、課税された後に住民登録を異動した場合、どうなりますか。

【定額減税補足給付金（調整給付金）の制度について】

Q3 定額減税については、勤め先の給与や公的年金等の源泉徴収の際に減税されると聞いていますが、定額減税で引ききれないと見込まれる場合の給付はいつ、どこからされますか。

Q4 定額減税で引ききれないと見込まれる方への給付（調整給付）の額の具体的な算定方法について教えてください。

Q5 住宅ローン控除、（ふるさと納税などによる）寄附金税額控除を受ける場合、調整給付はどうなりますか。

【手続き方法について】

Q6 調整給付は、誰に支給されますか。

Q7 調整給付についての書類（確認書等）は、誰が、いつ、どこに、送付されますか。

Q8 調整給付を受け取るために申請は必要ですか。

Q9 調整給付についての書類（確認書等）が届いた場合、必ず支給されますか。

Q10 確認書の返送期限はいつですか。

【支給について】

Q11 調整給付は、確認書の返送後どれくらいで支給されますか。

Q12 振込の際には何か通知はありますか。

Q13 通帳に記載される振込依頼人名は何ですか。

【定額減税補足給付金（調整給付金）の実施市区町村について】

Q14 個人住民税を課税している自治体と、住民登録している自治体とが異

なる場合、調整給付はどこから支給されますか。

Q15 個人住民税が課税された後に住民登録を異動した場合、調整給付の支給はどうなりますか。

Q16 調整給付について、企業側で行う手続きはありますか。

【定額減税補足給付金（調整給付金）の対象者について】

Q17 自身が調整給付の対象になるのか知りたいです。課税状況はどこで確認できますか。

Q18 令和6年1月2日以降に日本に入国した場合、調整給付の対象となりますか。

Q19 大学生や専門学校生で一人暮らしの場合は、調整給付の対象となりますか。

Q20 生活保護受給者は、調整給付の対象となりますか。

Q21 外国人は、調整給付の対象となりますか。

Q22 事業専従者として給与の支払を受けている場合、調整給付の対象となりますか。

【修正申告等を行った場合について】

Q23 修正申告等を行った結果、定額減税しきれないと見込まれる金額が増えた（新たに発生した）場合、どうなりますか。

Q24 修正申告等を行った結果、世帯全員が非課税または均等割のみ課税世帯になった場合、どうなりますか。

【令和7年度不足額給付について】

Q25 調整給付に不足額がある場合、どうなりますか。

Q26 令和6年中に転居（住民登録を異動）した場合、不足額の支給はどこが実施されますか。

【扶養親族等について】

Q27 控除対象配偶者および扶養親族とは、誰のことですか。

Q28 大学生の子どもが県外で一人暮らしをしていますが、調整給付の金額に影響する扶養親族に含まれますか。

Q29 被扶養者である配偶者や扶養親族は、調整給付の対象となりますか。

Q30 勤務先に扶養控除等申告書を提出しましたが、扶養親族として記載し忘れた者がいることに気づきました。どうすればよいでしょうか。

Q31 令和6年度個人住民税の税額（納税）通知書に載っている扶養人数に誤りがある場合、どうすれば良いですか。

Q32 令和6年中に子どもが生まれ、扶養親族の数に変更がありました。定額減税で引ききれないと見込まれるのですが、調整給付はどうなるのでしょうか。

【死亡について】

Q33 令和6年中に世帯内の納税者が亡くなりました。定額減税で引ききれないと見込まれるのですが、調整給付はどうなるのでしょうか。

また、調整給付についての書類（確認書）が届いたのですが、宛名になっている親族（納税者本人）が死亡した場合、どのような取り扱いになりますか。

【収入の増減について】

Q34 令和5年中は働いており、所得税・個人住民税を納めていましたが、育休などの事情により、令和6年中は私自身の収入が無い見込みです。調整給付はどうなるのでしょうか。

Q35 令和6年3月まで無収入で、同年4月から働き始めた場合、今回の調整給付（当初給付）の対象となりますか。

【差押えについて】

Q36 給付金は所得税等の課税や差押えの対象となりますか。また、生活保護受給世帯の「収入認定」されますか。

【その他】

Q37 給付金を振り込むので、ATMに行くよう言われました。大丈夫でしょうか。

【定額減税について】

Q1 定額減税について知りたいのですが。

A 所得税の定額減税については、国税庁「定額減税特設サイト」、個人住民税の定額減税については、総務省「個人住民税における定額減税について」、三木市「令和6年度個人住民税における定額減税について」をご確認ください。

Q2 個人住民税はどこで課税されますか。また、課税された後に住民登録を異動した場合、どうなりますか。

A 個人住民税（課税主体が市の場合は、市民税・県民税や市県民税、住民税とも言います。）は、原則として1月1日現在の住所地の自治体で課税されます。その後、他の自治体に引越した場合も課税する自治体は変わりません。よって、令和6年1月1日現在の住所地が三木市の方は、令和6年度個人住民税は原則として三木市で課税されます。

【定額減税補足給付金（調整給付金）の制度について】

Q3 定額減税については、勤め先の給与や公的年金等の源泉徴収の際に減税されると聞いていますが、定額減税で引ききれないと見込まれる場合の支給はいつ、どこからされますか。

A 定額減税で引ききれないと見込まれる方への給付（以下、「調整給付」と言います）については、個人住民税が課税される市区町村において国の算定ツールなどを用いて給付額を算定の上、以下のように支給されます。

・**当初給付**

令和6年夏以降、個人住民税が課税される市区町村において、令和5年の所得状況（所得税・個人住民税）に基づき、定額減税で引ききれないと見込まれるおおむねの額が支給されます。

・ **不足額給付**

個人住民税が課される市区町村において、令和6年分所得税と定額減税の実績の額が確定した後、上記の当初給付では不足する金額があった場合に、追加で支給されます。

令和6年分所得税と定額減税の実績額が確定する必要がありますので、令和7年以降に個人住民税が課税される市区町村から支給されます。

Q4 定額減税で引ききれないと見込まれる方への給付（調整給付）の額の具体的な算定方法について教えてください。

A 調整給付の算定にあたっては、所得税における控除不足額と個人住民税における控除不足額を足し合わせたのち、1万円単位で切り上げて算出します。詳しくは三木市HP「令和6年度定額減税補足給付金（調整給付金）について」をご覧ください。

【手続き方法について】

Q5 住宅ローン控除、（ふるさと納税などによる）寄附金税額控除を受ける場合、調整給付はどうなりますか。

A 定額減税は、住宅ローン控除、（ふるさと納税などによる）寄附金税額控除を行った後の個人住民税額や所得税額に対して行われます。その上で、定額減税しきれない額があった場合、調整給付（当初給付および不足額給付）が実施されます。

Q6 調整給付は、誰に支給されますか。

A 令和6年分所得税と令和6年度個人住民税所得割に対して、定額減税が行われますが、減税しきれないと見込まれる方（納税者本人）に支給されます。

Q7 調整給付についての書類（確認書等）は、誰が、いつ、どこに、送付されますか。

A 令和6年度個人住民税を課税している自治体（市区町村）から送付されます。三木市では調整給付対象者に、8月下旬までに、原則として住民登録上の住所地宛てに発送します。

Q8 調整給付金を受け取るために申請は必要ですか。

A 調整給付（当初給付）支給対象者の方には、三木市から書類（「支給のお知らせ」または「確認書」）をお送りします。対象者の状況により手続きが異なります。

6月3日時点、マイナポータルで公金受取口座を登録されている方は「支給のお知らせ」をお送りします。変更点がなければ、手続き不要です。

公金受取口座を登録されていない方は「確認書」をお送りします。記載内容をご確認の上、必要事項を記入し、必要書類と一緒に返信してください。

なお、修正申告を行った方や扶養親族の変更があった場合も、令和6年度の調整給付（当初給付）は、届いた「支給のお知らせ」や「確認書」に記載の金額での支給となります。不足分がある場合は、令和7年度の不足額給付で支給します。

Q9 調整給付についての書類（確認書等）が届いた場合、必ず受給されますか。

A 三木市で調整給付の計算を行い、対象となる方に確認書等を送付していますので、原則受給できます。例外としては、令和5年分収入の修正申告等の結果、給付金の対象ではなくなった場合などがあります。その場合は、却下または返還となります。

Q10 確認書の返送期限はいつですか。

A 令和6年10月31日（木）必着です。

【支給について】

Q11 調整給付金は、確認書の返送後どれくらいで支給されますか。

A 三木市臨時特別給付金担当に書類が届いた日から3週間後を目安に支給します。

※不備があった場合や申請が集中した場合は、上記より遅れることがあります。

Q12 振込の際は何か通知はありますか。

A 手続きによって異なります。

- ・「支給のお知らせ」が届いた世帯

送付している「支給のお知らせ」のとおりです。支給予定日以降に記載された口座の通帳記入を行い、ご確認ください。

- ・確認書を返送した世帯

支給が決定した場合は、支給決定通知書を送付します。また、給付の要件を満たさず、対象外となった方には却下通知書をお送りします。

Q13 通帳に記載される振込依頼人名は何ですか。

A 「ミキフクシカ」となります。

【定額減税補足給付金（調整給付金）の実施市区町村について】

Q14 個人住民税を課税している自治体と、住民登録している自治体とが異なる場合、調整給付金はどこから支給されますか。

A 今回の調整給付は令和6年度個人住民税を課税している自治体の実施しますので、課税している自治体からの支給となります。

Q15 個人住民税が課税された後に住民登録を異動した場合、調整給付金の支給はどうなりますか。

A 個人住民税は、原則として1月1日現在の住所地の自治体で課税され、その後に住民登録を異動しても課税する自治体は変わりません。よって、令和6年度個人住民税が三木市で課税された方は、その後に住民登録を異動しても、調整給付金は三木市から支給します。

Q16 調整給付について、企業側で行う手続きはありますか。

A 調整給付については市区町村で事務が行われるため、企業側で行う手続きはありません。

【定額減税補足給付金（調整給付金）の対象者について】

Q17 自身が調整給付の対象になるのか知りたいです。課税状況はどこで確認できますか。

A 調整給付の対象になる方には、基本的に書類を送付します。

調整給付についての書類（確認書等）は、令和6年度個人住民税を課税している自治体（市区町村）から送付します。三木市では調整給付対象の方に、8月下旬までに、原則、住民登録上の住所地宛てに発送します。書類が届かず対象かどうか分からない場合は、給付金コールセンター（86-6660）へお問い合わせください。

課税状況については、課税されている自治体（市区町村）の税務課へお問い合わせください。

Q18 令和6年1月2日以降に日本に入国した場合、調整給付の対象となりますか。

A 令和6年1月1日時点で国内に居住していない場合は、令和6年度個人住民税が課税されないため、令和6年度の調整給付の対象となりません。ただし、令和6年分所得税が発生する場合は、所得税分のみ定額減税の対象となり、減税しきれなかったときは令和7年度での支給（不足額給付金）を予定しています。

Q19 大学生や専門学校生で一人暮らしの場合は、調整給付の対象となりますか。

A 学生であるかどうか、一人暮らしであるかどうかには関わりません。令和6年分所得税または令和6年度個人住民税所得割が課税される場合、定額減税が行われ、減税しきれないと見込まれる方は対象となります。

Q20 生活保護受給者は、調整給付の対象となりますか。

A 生活保護を受給しているかどうかには関わりません。令和6年分所得税または令和6年度個人住民税所得割が課税される場合、定額減税が行われ、減税しきれないと見込まれる方は対象となります。

ただし、令和6年1月1日時点で生活保護（生活扶助）を受給している場合は、個人住民税は非課税です（所得税は収入によります。）ので、調整給付の対象にはなりません。

また、生活保護制度において、今回の給付金は収入として認定しないこととされています。

Q21 外国人は、調整給付の対象となりますか。

A 外国人か日本人かには関わりません。令和6年分所得税または令和6年度個人住民税所得割が課税される場合、定額減税が行われ、減税しきれないと見込まれる方は対象となります。

Q22 事業専従者として給与の支払を受けている場合、調整給付の対象となりますか。

A 事業専従者かどうかには関わりません。令和6年分所得税または令和6年度個人住民税所得割が課税される場合は、定額減税が行われ、減税しきれないと見込まれる方は調整給付の対象となります。

【修正申告等を行った場合について】

Q23 令和5年分の所得等について修正申告等を行った結果、定額減税しきれないと見込まれる金額が増えた（新たに発生した）場合、どうなりますか。

A 定額減税しきれない額が、増えた（新たに発生した）場合は、調整給付の不足額として令和7年度での支給（不足額給付）を予定しています。

なお、所得税については令和6年分所得税を基に不足額給付を決定するため、令和5年分の修正申告等により不足額給付が発生することはありません。

※令和6年度の調整給付は、届いた確認書等に記載の金額での支給となります。そのままの金額で提出してください。

Q24 住民税の修正申告等を行った結果、世帯全員が非課税または均等割のみ課税世帯になった場合、どうなりますか。

A 調整給付対象の方で「支給のお知らせ」が届いた方は発送日から10営業日、「確認書」が届いた方は発送日から2週間以内に、「三木市総合経済対策給付金コールセンター TEL 0794-86-6660」にご連絡ください。

【令和7年度不足額給付について】

Q25 調整給付に不足額がある場合、どうなりますか。

A 令和6年分所得税及び定額減税の実績額等が確定したのち、再計算して、調整給付に不足額が生じる場合は令和7年度での支給（不足額給付）を予定しています。※時期や手続きは未定です。

**Q26 令和6年中に転出（住民登録地を異動）した場合、不足額の支給はど
こが実施しますか。**

A 不足額については、令和7年度に個人住民税を課税する自治体の実施（支給）する予定です。よって、原則として令和7年1月1日現在の住民登録をしている自治体での実施となります。

【扶養親族等について】

Q27 控除対象配偶者および扶養親族とは、誰のことですか。

A 税法上の「扶養親族」となっている方です（16歳未満の年少扶養親族も含みます）。

※同一生計配偶者のうち、合計所得金額が1,000万円以下である納税義務者の配偶者のことを控除対象配偶者といいます。

**Q28 大学生の子どもが県外で一人暮らしをしているが、調整給付の金額に
影響する扶養親族に含まれますか。**

A 年末調整や確定申告の際に扶養親族に含めていれば、調整給付の計算の際にも含まれます。

Q29 被扶養者である配偶者や扶養親族は、調整給付の対象となりますか。

A 扶養者が扶養人数に応じて定額減税され、減税しきれなかった場合は調整給付を受給しますので、原則として被扶養者は対象となりません。ただし、被扶養者のうち合計所得45万円超48万円以下の方は個人住民税所得割が課税されることがあり、課税された場合は定額減税が行われ、減税しきれない方は調整給付の対象となります。

Q30 勤務先に扶養控除等申告書を提出しましたが、扶養親族として記載し忘れた者がいることに気づきました。どうすればよいでしょうか。

A 勤務先では、提出済の扶養控除等申告書又は源泉徴収に係る定額減税のための申告書（以下「扶養控除等申告書等」といいます。）に記載されている同一生計配偶者や扶養親族に基づいて、令和6年6月から月次の所得税の定額減税が行われることとなります。扶養控除等申告書等に扶養親族として記載し忘れた者がいる場合や令和6年中に扶養親族の数が変わる場合は、年末調整までに勤務先に申し出ていただくか、ご自身で確定申告を行い、定額減税の適用を受けてください。

ご自身で確定申告により精算する場合は、扶養控除等申告書等への記載有無は問いません。

※令和6年度の調整給付は、届いた確認書等に記載の金額での支給となります。そのままの金額で提出してください。

Q31 令和6年度個人住民税の税額（納税）通知書に載っている扶養人数に誤りがある場合、どうすれば良いですか。

A 令和6年度個人住民税税額決定（納税）通知書の送付元である三木市役所税務課市民税係と、勤務先の給与担当者にそれぞれお問い合わせください。

なお、定額減税しきれない額が増えた（新たに発生した）場合は、調整給付の不足額として令和7年度での支給（不足額給付）を予定しています。

※令和6年度の調整給付は、届いた確認書等に記載の金額での支給となります。そのままの金額で提出してください。

Q32 令和6年中に子どもが生まれ、扶養親族の数に変更がありました。定額減税で引ききれないと見込まれるのですが、調整給付はどうなるのでしょうか。

A 令和6年度の調整給付（当初給付）は、届いた確認書等に記載の金額での支給となります。そのままの金額で提出してください。

子どもが生まれたなど、扶養親族の数が増えたことにより、令和6年度に市区町村から支給された調整給付額に不足があることが判明した場合は、令和7年以降の不足額給付において、差額が給付されることになります。

※確定申告を行わない給与所得者の方においては、年末調整までに扶養控除等申告書等の提出が必要となります。

令和6年分所得税の扶養親族の判定は、令和6年12月31日（当年中に死亡した場合は、その死亡の時）の現状によりますので、令和6年分所得税の定額減税の対象となります。勤務先に届け出るか確定申告することにより所得税の定額減税の対象として計算されます。扶養に入れたことで定額減税しきれない額が増えた（新たに発生した）場合は、調整給付の不足額として令和7年度での支給を予定しています。

令和6年度個人住民税の扶養親族の判定は、令和5年12月31日（前年中に死亡した場合は、その死亡の時）の現状によりますので、令和6年度個人住民税の定額減税の対象にはなりません。

【死亡について】

Q33 令和6年中に世帯内の納税者が亡くなりました。定額減税で引ききれないと見込まれるのですが、調整給付はどうなるのでしょうか。

また、調整給付についての書類（確認書）が届いたのですが、宛名になっ

ている納税者本人が死亡した場合、どのような取り扱いになりますか。

- A 調整給付の支給にあたっては、支給対象者が「受け取る」旨の意思表示（受贈の意思表示）を行う必要があります。納税者本人が市区町村から送付された確認書の返送をするなどの給付を受け取る旨の意思表示をされたのちにお亡くなりになった場合は、支給の対象となりますが、給付を受け取る旨の意思表示をすることなくお亡くなりになった場合は、支給はされないこととなります。

確認書の返送後に亡くなられた場合は、相続人の方が受給できます。ただし、返送時に記入した振込口座が凍結されるなど、振り込みできない状態になっているときは「三木市総合経済対策給付金コールセンター TEL 0794-86-6660」にご連絡ください。

※「支給のお知らせ」を発行後に亡くなられた方は、通知書通り納税者本人の口座に支給をします。ただし、振込口座が凍結されるなど、振り込みできない状態になっているときは「三木市総合経済対策給付金コールセンター TEL 0794-86-6660」にご連絡ください。

※なお、定額減税で引ききれないと見込まれる方への給付には、当初給付・不足額給付がありますが、当初給付・不足額給付それぞれに対して「受け取る」旨の意思表示（受贈の意思表示）が必要となります。

※受け取った調整給付金は、その他の相続財産とともに相続の対象となります。

※納税者本人が亡くなった場合の定額減税については、国税庁 HP の Q&A をご確認ください。

【収入の増減について】

Q34 令和5年中は働いており、所得税・個人住民税を納めていましたが、育休などの事情により、令和6年中は私自身の収入は無い見込みです。調整給付はどうなるのでしょうか。

A 令和5年中の収入に基づき、令和6年度個人住民税所得割が課税となることが見込まれるため、個人住民税は、定額減税（1万円）の対象となります。

この場合、所得税の定額減税の有無にかかわらず、定額減税と給付金をあわせ1人あたり4万円の支援が行われるよう、定額減税で引ききれないと見込まれる方への給付がされます。

Q35 令和6年3月まで無収入で、同年4月から働き始めた場合、今回の調整給付（当初給付）の対象となりますか。

A 令和6年度個人住民税は令和5年中の収入に対して課税される税金のため、令和5年中に無収入だった場合は、今回の調整給付の対象となりません。

ただし、令和6年分所得税が発生する場合は、所得税分のみ定額減税の対象となり、減税しきれなかったときは、令和7年度での不足額給付金として支給を予定しています。

【差押えについて】

Q36 給付金は所得税等の課税や差押えの対象となりますか。また、生活保護受給世帯の「収入認定」されますか。

A 今回の給付金については、所得税や個人住民税等は課されず、また、差押え等ができないものとなります。また、生活保護制度においても、今回の給付金は収入として認定しないこととされています。

【その他】

Q37 給付金を振り込むので、ATMに行くよう言われました。大丈夫でしょうか。

A 市区町村や国（の職員）などがATM（銀行・コンビニ等の現金自動支払機）の操作をお願いすることは、ありません。

また、受給にあたり、手数料の振込みを求めることもありません。怪しいと感じられた場合は、三木警察署（82-0110）か警察相談専用電話（#9110）、三木市役所（給付金コールセンター 86-6660）まで連絡してください。

都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除してください。